

自治会結成の手引

(令和6年度)



八千代市イメージキャラクター「やっち」

八 千 代 市

八千代市自治会連合会

八千代市防犯組合連合会

目 次

自治会とは	1
自治会結成までの流れについて	2
自治会への助成金について	3
その他自治会への支援について	4
八千代市自治会連合会・八千代市防犯組合連合会への加入について	5
自治会結成届	6
自治会長の個人情報取り扱いについて	7
自治会規約（案）	8
八千代市自治会連合会規約	10
八千代市防犯組合連合会会則	11
加入申込書	12

自治会結成の手引に関する問い合わせ先

八千代市 総務部 コミュニティ推進課

住 所： 八千代市大和田新田312-5 八千代市役所1階

電 話： 047-421-6718（直通）

② 自治会とは

その区域に居住する人達が、団結し、自らの力で「自分達のまちを明るく住みよいまちにしようと活動する団体」です。活動内容もさまざまであり、それぞれの自治会が実情に応じて、できる範囲で目的にあった活動を行っています。

自治会の役割として、地域の防犯、防災、交通安全、青少年の健全育成、地域の福祉や身近な環境整備などの地域問題への対応があります。また、親睦行事を行い、地域の親睦や融和を図ることも重要な役割です。そして、一人ではどうすることもできないことであっても、大勢が集まれば大きな力となり、いざという時も自治会は重要な役割を果たします。

主な自治会の活動は、以下のとおりです。

- ◆ 「ふれあいの街をつくる」親睦活動
盆踊り、お祭り、親睦旅行などの開催や回覧板の回付などの住民相互連絡など
- ◆ 「美しい街をつくる」環境美化活動
ゴミ集積所の管理清掃、公園や側溝の清掃、花の植栽、リサイクル活動への協力など
- ◆ 「生きがいの街をつくる」福祉活動
子ども会・長寿会への協力、各種ボランティア活動など
- ◆ 「文化的な街をつくる」生涯学習活動
学習講座の開催、伝統的な地域の催し、各種サークル活動への支援など
- ◆ 「安心の街をつくる」防犯・防災活動
地域の防犯パトロール、非常用の物資の蓄えや防災訓練の実施など

② 自治会結成までの流れについて

自治会を結成し、さらに市からの支援を受ける団体とするには、「①総会にかける議案の作成」「②総会の開催・結成の決議」「③市役所へ届け出」の順に行います。詳細については、次の通りとなります。

①総会にかける議案の作成

自治会を結成するにあたり、まず自治会を結成する方（発起人や準備会等）が、総会に向けて次のことについて検討する必要があります。

➤ 名 称

名称については、「〇〇自治会」や「△△町内会」等、自治会であることが分かる名称をお願いします。市内既存自治会と同じか、もしくは混同しやすい名称ですと、変更をお願いする場合があります。

➤ 区 域

客観的に明らかにすることが必要なので、地図の該当エリアを赤で囲む等により作成します。また、区域図が市への届け出において必要な書類となります。

➤ 会 員

自治会の区域内に居住している方に声をかけて、加入希望者の名簿を作成します。会員名簿は自治会活動において重要書類である上、市への届け出においても必要な書類となります。名簿の作成にあたっては、個人情報保護の観点から、名簿の利用目的や管理方法を明らかにしておきましょう。

➤ 班

住宅の配置を考慮し、班の数を検討します。平均的な規模はおおむね10世帯で1班程度です。回覧板は班単位で回すのが一般的です。

➤ 規 約

他の項目にて検討した結果をふまえて、自治会が活動しやすい形で規約案を作成します。なお、参考までに規約の案をP8,9に記載しましたので、規約作成の際にご活用ください。また、規約は市への届け出において必要な書類となります。

➤ 役 員

規約案に定める《会長、副会長、会計、監事、その他班長等》各役員の候補を選びます。

➤ 事業計画・予算

地域の実情・環境から結成年度に自治会が行う事業を検討し、予算を組みたてます。今後の運営体制を考慮し、誰が役員となった場合でも無理の無い事業内容にすることで、皆が参加しやすい自治会になります。

②総会の開催・結成の決議

自治会への加入希望者全員に案内し、総会を開きます。①で作成した議案について総会で話し合い、決議されることで自治会結成となります。

③市役所へ届け出

自治会を結成されましたら、市役所のコミュニティ推進課へ「自治会結成届」(P6)とその添付書類「自治会員名簿(氏名・住所)」・「自治会区域を示す区域図」・「自治会規約」を提出してください。

結成届が提出され、市が受理した日付で、八千代市市民組織補助金交付要綱における「市民組織」となり、市の支援対象である自治会となります。

🌀 コミュニティ推進課から、自治会への助成金について

①市民組織交付金

市政の推進等の連携を担う市民組織(自治会等)の活動を支援するための交付金です。交付金額(年額)は次のとおりとなります。

(1)世帯割 申請年度の4月1日時点での会員1世帯につき440円

(2)均等割 1自治会あたり4,000円

※年度途中で自治会を結成した場合の交付金額は、年度末までの期間に応じた月割になります。

②集会施設設置・増改築・修繕事業補助金

集会施設の用地取得・設置・増改築・修繕を補助事業とする補助金です。補助金額は事業に要する費用の5割です。ただし限度額は次のとおりとなります。

(1)用地取得・設置・増改築事業の限度額・・・1千万円

(2)修繕事業の限度額・・・・・・・・・・250万円

※補助対象となる工事が限定されていること、また、他の補助金と比較して多額となることから、事業年度の前年の8月頃までにご相談ください。

② その他自治会への支援について

コミュニティ推進課からの助成金以外の、自治会の活動に対する主な支援については、次のとおり多岐にわたっています。詳細については、市 HP に掲載してありますのでご覧ください。

- ◆環境美化活動・・・資源回収奨励金, ボランティア袋の提供, 側溝掃除に伴う土砂の回収・蓋上げ機の貸し出し, アダプト制度, 緑化活動への各種支援
- ◆福祉活動・・・八千代市社会福祉協議会地域活動助成金
- ◆生涯学習活動・・・まちづくりふれあい講座
- ◆防犯・防災活動・・・防犯パトロール用のチョッキ等の貸し出し, 自主防災組織に対する各種補助

など

八千代市自治会連合会・八千代市防犯組合連合会への加入について

自治会はそれぞれの目的にあった活動を行っています。しかし、ごみ問題など自治会共通の課題や防犯パトロールなどのように、複数の自治会や全自治会で取り組んだほうがよい問題もあります。

そのような問題や課題を解決するため、八千代市では自治会の連合組織として「八千代市自治会連合会」と「八千代市防犯組合連合会」があります。

▼八千代市自治会連合会とは

○八千代市自治会連合会規約（P10）

○活動内容

- 機関紙「自治連だより」の発行(年2回)
- 自治会功労者の表彰
- 自治会加入促進パンフレットの作成
- 講演会の開催
- 視察研修の実施
- 市政懇談会の開催
- 近隣7市住民自治組織代表者会議に参加
- 八千代警察署管内防災ネットワークに関する活動
- その他

▼八千代市防犯組合連合会とは

○八千代市防犯組合連合会会則（P11）

○活動内容

- 機関紙「地域安全ニュース」の発行
- 防犯パトロールの実施
- 防犯研修会の実施
- 防犯功労者の表彰，千葉県防犯協会表彰などの推薦
- その他

自治会結成届

_____年____月____日

(宛先) 八千代市長

ふりがな
自治会名 _____

住所 _____

ふりがな
会長 氏名 _____ 印

電話 _____

下記のとおり，新規に自治会を結成しましたのでお届けします。

記

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 名称・会長 | 上記のとおり |
| 2 結成年月日 | _____年____月____日 |
| 3 会 員 数 | _____世帯 |
| 4 回 覧 枚 数 | _____枚 |
| 5 区 域 | 別紙のとおり |
| 6 役 員 | |

	氏 名 ・ 住 所 ・ 電 話
副会長
会 計
監 事

- 添付書類
- *会員名簿（氏名・住所）
 - *自治会の区域図
 - *規 約

自治会長の個人情報について，八千代市が「自治会長の個人情報の利用・外部提供について」の通り取り扱うことに同意します。

自治会長の個人情報利用・外部提供について

- ・ 収 集 目 的……市役所関係各課が、自治会長と連絡・調整をするため。個人及び組織において、工事等で自治会長への連絡が必要な際に、市が自治会長の同意の範囲内で情報を提供するため。
- ・ 個人情報を保管・提供する場所……八千代市コミュニティ推進課（自治会業務担当課）
- ・ 個人情報の取扱い……この変更届によって集められた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、八千代市コミュニティ推進課が取り扱います。
- ・ 個人情報を外部提供する期間……会長変更・更新手続き終了後から、次期会長変更・更新の手続き終了までの間
- ・ 外部提供する自治会長の個人情報……氏名・住所・電話番号・メールアドレス（目的に応じて必要な情報のみ提供します。）
情報の提供を希望されない場合は、八千代市コミュニティ推進課へご連絡ください。
なお、自治会という団体を代表する立場としての職務に係る情報として、自治会名と氏名は提供しますので、ご了承ください。

◎提供目的及び提供先

	提 供 目 的	主 な 提 供 先
①	自治会間の交流, 情報交換	各自治会
②	自治会やその内部組織が加入している団体からの各種案内, 連絡調整, 回覧及び物資の配布	自治会連合会, 防犯組合連合会, 青少年健全育成連絡協議会, 自主防災組織連絡協議会等
③	市及び市の外郭団体からの連絡調整, 回覧及び物資の配布	市関係各課, 地域振興財団, 社会福祉協議会(支会含む), ふるさと親子祭実行委員会, 赤十字奉仕団等
④	市の行政と関連する目的内における, 地方公共団体又は国の機関等からの連絡調整, 回覧及び物資の配布	千葉土木事務所, 千葉西税務署, 陸上自衛隊習志野駐屯地, 八千代警察署, 民生委員等
⑤	開発・建築に伴う自治会との協議	開発・建築業者, その代理業者
⑥	電気・ガス・水道・電話等公共設備の供給路の工事又は道路通行止め等を伴う工事の説明・案内等	電気・ガス・水道・電話等公共設備の供給会社, 工事業者
⑦	自治会が管理する施設, 設備に関する問い合わせのうち, 物品販売等の営業目的でないもの。 (集会施設, ゴミ置き場, 掲示板等)	個人(集会施設利用希望, ゴミ置き場に関する問い合わせ等), 不動産業者, 開発業者等
⑧	自治会加入案内	不動産業者, 開発業者, 自治会加入希望者

自治会規約（案）

既存の自治会と名称が重複する等の可能性がありますので、事前にご確認ください

（名 称）

第1条 本自治会は、_____自治会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、生活環境の改善、地域の防犯・防災、会員の福祉の向上、文化の向上のほか会員相互の親睦を図ることを目的とする。「別紙区域図の通りとする」でもOKです。

（区 域）

第3条 本会の区域は八千代市△△町〇〇番地□□から〇番地□までとする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、_____におく。住所を指定しないで「会長宅」とする自治会が多いです

（会 員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に居住する世帯とする。

（入 会）

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退 会）

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合

（賛助会員）

第8条 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員の入退会については、第6条、第7条第1号及び同第2号を準用するものとする。

（役 員）

第9条 本会に役員として会長1名、副会長___名、会計___名、及び監事___名をおく。

（役員を選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

基本的には1名ずつですが、規模によっては複数名の場合もあります。

（役員の職務）

第11条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計出納の任にあたる。

4 監事は、本会の会計および資産の状況又は業務執行について監査にあたる。

（役員任期）

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会 議）

第13条 本会の会議は、総会（定期・臨時）及び役員会とする。

（総 会）

第14条 総会は会員により構成し、定期総会は毎年度決算終了後〇箇月以内に開催するも

のとする。又、会長が必要と認めたとき及び会員の___分の___以上の請求があったときには臨時総会を開催する。

- 2 総会の成立は、会員の過半数（委任状を含む）の出席がなければならない。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数によるものとし賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画・予算及び事業報告・決算
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他本会の運営にかかる重要事項
(役員会)

何世帯以上の請求が必要なのかを決めてから逆算すると考えやすくなります。特に制限は有りません。

第15条 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、会長が必要に応じてこれを招集する。

- 2 監事は、役員会に出席し意見を述べるができる。
(役員会の権能)

第16条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(班の設置)

平均1班10世帯です。

第17条 地区運営の円滑化を図るため、原則として___世帯の範囲内で班を編成し各班に班長をおく。

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他収入をもってあてる。

- 2 本会の会費は、月額___円とする。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、___年___月___日より施行する。

会費の額については、市HPに市内全自治会対象の調査結果が載っていますので、参考にしてください。

通常、総会にて決議した日になります。

八千代市自治会連合会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、市内における自治会・町会・区長等（以下「自治会等」という。）の相互の連絡協調と親睦を図るとともに、自治会等における共通の問題を協議し、もって市民の自治意識の高揚を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、八千代市自治会連合会と称する。

(事務所)

第3条 この会は、事務所を八千代市役所内に置く。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会等との連絡協調に関すること。
- (2) 美化運動の推進活動に関すること。
- (3) 自治会等に関する諸問題を関係機関に対し要望提出すること。
- (4) 自治会等功労者の表彰に関すること。
- (5) 市政に対する協力に関すること。
- (6) その他この会の目的を達成するために必要と認められる事業。

第2章 組織

(組織)

第5条 この会は、市内における自治会等をもって組織する。

(役員の数及び選出方法等)

第6条 この会は、次の役員を置く。但し、この会の性格に鑑み、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に掲げる公職にある者及び八千代市に勤務する常勤の職員は役員になることができない。また、役員在任中にその職に就いた者は、速やかに役員を辞職するものとする。

会 長	1人
副 会 長	7人
幹 事	10人
会 計	1人
監 事	2人

2 役員は、次の各地区から選出された者を総会において選任する。

大 和 田 地 区	3人
高 津 ・ 緑 が 丘 地 区	3人
睦 地 区	3人
阿 蘇 地 区	3人
村 上 地 区	3人
八 千 代 台 地 区	3人
勝 田 台 地 区	3人

3 副会長は、前項に定める地区から1人ずつ選任する。

4 役員は、兼務することができない。

5 この会は、八千代市防犯組合連合会との連携強化並びに単位自治会等の自主防犯活動の啓発、推進を目的として防犯部を設置する。

6 防犯部は、八千代市防犯組合連合会への選出役員7名により構成され、互選により部長を置く。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、役員会を組織し会務を司る。

4 会計は、この会の会計を司る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充された役員任期は、前任者の残存任期とする。

3 役員は、任期満了後後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が役員会に諮り委嘱する。

3 顧問は会長の要請に応じ、会議に出席し意見を述べることができる。

第3章 会議

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、この会の最高議決機関であって、会費を納入した自治会等の長をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを召集する。

3 定期総会は、年1回開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は役員若しくは自治会等の長の3分の1以上の請求があったとき開催する。

5 総会の議長は、その都度総会において選任する。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (2) 新年度の事業計画に関すること。
- (3) 新年度の収支予算案に関すること。
- (4) 前年度の事業報告に関すること。
- (5) 前年度の収支決算報告に関すること。
- (6) 役員を選出及び承認に関すること。
- (7) その他この会の重要事項に関すること。

(役員会)

第13条 役員会は、第6条第1項に定める役員をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員3分の1以上の請求があったとき会長が召集する。

3 役員会の議長は、会長をもって充てる。

(役員会の権限)

第14条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の提出議案に関すること。
 - (2) 定期総会の招集に関すること。
 - (3) その他この会の運営に必要な事項。
- 2 役員会は、総会の権限に属する事項で緊急を要するものは議決の上、執行できる。
- 3 前項の場合、会長は速やかに報告しなければならない。

(会議の成立)

第15条 総会及び役員会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ成立しない。

2 議事は、出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長が決する。

第4章 会計

(経費)

第16条 この会の経費は、会費、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 この会の会費は、各自治会の会員数に20円を乗じて得た額を納入するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附則

1 この規約は平成4年5月7日から施行する。

2 八千代市市区長連合会規約（昭和47年5月4日）は廃止する。

附則

1 この規約は平成13年4月1日から施行する。

附則（平成18年5月17日決議）

1 この規約は平成18年5月17日から施行する。

附則（平成19年5月24日決議）

1 この規約は平成19年5月24日から施行する。

附則（平成20年5月18日決議）

1 この規約は平成20年5月18日から施行する。

附則（平成21年5月17日決議）

1 この規約は平成21年5月17日から施行する。

附則（平成23年5月22日決議）

1 この規約は平成23年5月22日から施行する。

八千代市防犯組合連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、八千代市防犯組合連合会と称する。

(構成)

第2条 本会は八千代市内に設置されている自治会等の市民自治組織（以下「単位組合」という。）の長及び防犯指導員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を八千代市役所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、市民と八千代市に関係のあるものの協力によって犯罪の予防警戒及び青少年の健全育成に努めるとともに警察の行う防犯活動に協力して犯罪のない明るい社会の実現を期することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 防犯思想の普及宣伝。
- (2) 風俗環境浄化の推進と啓発。
- (3) 単位組合活動（防犯パトロール隊（会）への指導）。
- (4) 警察の行う防犯対策への協力。
- (5) 防犯功労者の表彰。
- (6) その他防犯上必要な事項。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。また、事業及び運営を効率的に行なう為、役員の中に事務局長・事務局次長及び事務局員を置く。

会長 1人
副会長 8人
事務局長 1人
事務局次長 1人

以上の役員が、四役会を構成する。

事務局員 5人
会計 2人
監事 2人
書記 2人
幹事 7人

2 この会に顧問及び名誉会長を置くことができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特別な事情による時はこの限りでない。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任する迄、なおその職務を行う。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は予め会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を掌理し事業を企画する。
- (4) 事務局次長は、局長を補佐し、局長事故ある時は事務局次長がその職務を代理する。
- (5) 事務局員は、本会の庶務を務める。
- (6) 会計は、本会の財務を掌理する。
- (7) 監事は、本会の会計を監査する。
- (8) 書記は、本会の会議録の作成等及び庶務を掌理する。
- (9) 幹事は、地区副会長を補佐する。
- (10) 顧問及び名誉会長は、本会の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員選出)

第9条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、地区別に定数を選出する。
- (2) 地区別定数は原則として大和田地区3人、高津・緑が丘地区3人、睦地区3人、阿蘇地区3人、村上地区3人、八千代台地区3人、勝田台地区3人に、各地区とも自治会連合会から推薦のあった1人を加えた人数とする。

(3) 会長、副会長、事務局長、事務局次長、事務局員、会計、監事、書記、幹事は役員互選とする。ただし、副会長は、地区副会長と自治連推薦1名が当たり、幹事は自治連推薦による。

(4) 顧問は、役員会において推挙し、会長が委嘱する。

(5) 名誉会長は、八千代市長とする。

第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会または四役会とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回定時に開催し、会長が招集する。

会長が必要と認めた時は、臨時に召集することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業の報告及び計画に関すること。
- (3) 会則の変更に関すること。
- (4) 役員承認に関すること。
- (5) その他の必要な事項。

(役員会及び四役会)

第12条 役員会及び四役会は、必要に応じて会長が招集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 役員会において、次期役員を選任し総会の承認を得る。
- (3) 事業の審議及び決定。
- (4) その他、本会の運営上必要と認められる事項。

(会議運営)

第13条 総会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ成立しない。

2 役員会及び四役会は、構成員の2分の1以上の出席で成立とする。ただし、四役会は、地区副会長欠席の場合には地区役員代理出席とする。

3 議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合、総会では議長、役員会及び四役会では会長が決する。

第5章 会計

(経費)

第14条 本会の運営に必要な経費は、次によるものとする。

- (1) 会費は、各自自治会の世帯数に20円を乗じて得た額を納入する。
- (2) 市の補助金
- (3) 寄附金及びその他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 細則

(細則)

第16条 本会は、会則の施行を円滑に行うため、必要な細則を別途定めることができる。

2 細則は、役員会等の承認を得て、会長が定める。

3 急を要する施行の決定については、会長の判断に委ねる。

附 則

1 この会則は、昭和45年4月1日から施行する。

2 この会則は、令達の日から施行し、昭和49年4月1日から施行する。

3 この会則は、昭和59年5月28日から施行する。

4 この会則は、昭和62年5月29日から施行する。

5 この会則は、平成3年5月29日から施行する。

6 この会則は、平成4年5月7日から施行する。

7 この会則は、平成13年5月28日から施行する。

8 この会則は、平成14年5月21日から施行する。

9 この会則は、平成15年5月27日から施行する。

10 この会則は、平成18年5月17日から施行する。

11 この会則は、平成20年5月18日から施行する。

12 この会則は、平成27年5月17日から施行する。

13 この会則は、令和元年5月19日から施行する。

14 この会則は、令和2年5月24日から施行する。

加 入 申 込 書

八 千 代 市 自 治 会 連 合 会 長 様

八千代市防犯組合連合会長 様

八千代市自治会連合会及び八千代市防犯組合連合会に加入を申込みいたします。

年 月 日

自治会名 _____

代表者名 _____ 印